

三康図書館の 南架書庫を巡る VR 動画解説

週ごとに変わる
ポスター
全4種

11月
第4週

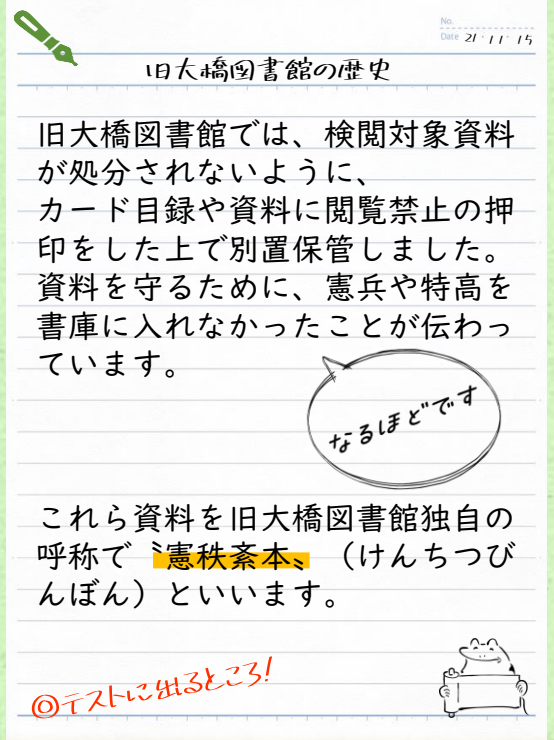
発禁本を
閲覧禁止にした
理由とは…



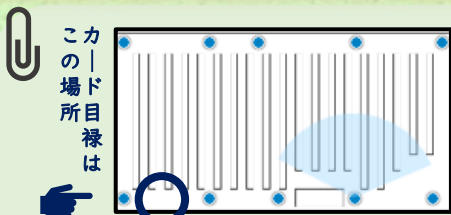
VRで
カード目録?

憲秩紊本

憲秩紊本(けんちつびんぼん)は法律や秩序を乱す(紊乱)本という意味で、大橋図書館独自の名称であり、1940年5月に778冊、1943年9月に394冊の「閲覧禁止図書」に指定された図書を指します。
大橋図書館の主事であった竹内善作は、何かと理由を設けて憲兵や特高を書庫に入れず、基本(事務用)カードを別置保管して図書を守り抜きました。



「(前略) 往年社会主義の取締りが厳重になったとき、警視庁から警察官が某図書館へ出張して、凡そ社会の二字が表第に附いて居る本は、悉く押収せられ…(中略)、然るに近来はまだ思想犯取締りが厳重になり(中略)、官公立図書館は公衆に閲覧せしむることだけを禁じ、其の図書は其の館内に保存を許すも、私立図書館の分は、一切自発的に警察署へ差出すべきことを命ぜられて居る相だ。(中略) 官公立図書館ならば、公衆の閲覧を禁じ、自ら奥へ仕舞い込めばそれでよいが、私立図書館の蔵書は、設備の如何を問わず自発的に警察へ差出す様にせよといふことが如何なるものであろうか、尚ほ其上に、差出した上は焼棄せらるるであろうなどと聞くと、後世に残すべき文献が消滅し、取返しのつかないことになるので…」
坪谷善四郎「播粉木の重箱掃除」図書館雑誌1943年7月号



画面左上に表示されるマップで
現在位置・視野角の方向だけでなく
VRスポット移動箇所がわかる!

現在の配架場所は
第4書庫の一番奥にあり、
天井も低い書架だ。
今でも人目につきにくい
場所に配架されているの
は偶然か!?

第4週目ポスター
キーワードは

「う」

VR動画は
QRコードから



ポスター全4種
ご覧になりましたか?